

令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

| |
|--|
| 地方公共団体名【 松江市 】 |
| 令和3年度に実施した取組の内容及び成果と課題 |
| <p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>(1) 事業の実施の主体 : 松江市教育委員会学校教育課</p> <p>(2) 運営協議会の構成 : 松江市教育委員会学校教育課指導主事2名、専任スタッフ1名、日本語指導協力員(支援員)代表者2名</p> <p>(3) 連絡協議会の構成 : 松江市教育委員会学校教育課長、指導研修係長、担当指導主事、専任スタッフ、日本語指導協力員、指導協力員派遣校担当者 *指導協力員派遣校担当者については、新型コロナウイルス感染拡大対策の観点から会を縮小したため今年度参加なし。</p> |
| <p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 運営協議会・連絡協議会の実施</p> <p>①運営協議会5回(年度初めと各連絡協議会前)実施</p> <p>②連絡協議会4回実施(各校の支援状況について意見交換、日本語指導に係る研修 等)</p> <p>(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築</p> <p>*今年度は日本語指導開始時の日本語能力が低い児童生徒在籍校を「拠点的な学校」と位置づけ、リーダー的な指導協力員を配置。 授業研究会についても実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。</p> <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施</p> <p>①学校からの報告(申請)を受け、日本語指導協力員を派遣、日本語能力判定チェックを実施</p> <p>②①の結果を参考に、学校が「特別の教育課程」による日本語指導の実施を決定</p> <p>③実施の計画書・報告書の提出(学校→教育委員会)</p> <p>*内容については必要に応じて開始前、実施途中に協議、変更を行った。</p> <p>(4) 成果の普及</p> <p>松江市立学校に帰国・外国人児童生徒を受け入れる場合の諸手続きや、学校で日本語指導を行う場合の留意点についてまとめた冊子「松江市版 帰国・外国人児童生徒の学校受け入れの手引き」を市立学校に配布および内容について松江市ホームページに掲載。</p> <p>(6) 就学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール</p> <p>①参加者:令和4年4月入学予定の外国人児童生徒等(2名)とその保護者</p> <p>②指導者:指導主事2名、専任スタッフ1名、日本語指導協力員4名、該当校関係者</p> <p>③内 容:○該当校担当者が学校生活について説明。 ○日本語能力判定チェック ○質疑応答(学校への提出物等を持参して、質問しながらその場で書いてもよい)</p> <p>(7) ICTを活用した教育・支援</p> <p>松江市立学校における ICT 環境を日本語指導にどのように有効活用できるかについて、市教委担当者が県教委主催の研修で理解を深めるとともに、指導協力員への情報提供を実施。</p> <p>(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣</p> <p>①児童生徒の母語に関わらず原則「日本語による日本語の指導」を実施</p> <p>②指導協力員で統一した指導方法で支援</p> |

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

○:成果 ●:課題

(1) 運営協議会・連絡協議会の実施

- 運営協議会では、教育委員会担当者と指導協力員の連携が密に図れた。
- 連絡協議会では、情報交換等にとどまらず、各校における授業(支援)につながる研修の場となった。
- 昨年度に引き続き三者(学校担当者・指導協力員・教育委員会)合同で行う連絡協議会を実施することができなかった。今後も感染症流行への対策は必須となることが予想されるため、来年度以降の実施に向けて検討が必要。

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築

- リーダー的な指導協力員の取組を参考することは、今後の支援の充実につながる機会となった。
- 授業研究会については、実施を予定していたものの、感染症流行により中止せざるを得なかった。「拠点的な学校」の設置とあわせ、次年度以降の指導体制の構築については、今後も検討が必要。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- 児童生徒一人一人に応じたきめ細かい指導の実施が可能となった。
- 各校から指導計画及び指導報告が提出されるため、教育委員会が把握、助言等がしやすい。
- 校内で担当となる教員の負担が大きいため、日本語指導においては指導協力員に頼る部分が大きくなった。

(4) 成果の普及

- 松江市としての取組を冊子として集約し、配布ならびにホームページに掲載することができた。
- 内容については、定期的に見直しを図る必要がある。

(6) 就学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

- 日本語指導及び学校生活の円滑な開始につながるともに、学校・市教委・指導協力員の三者が早期に連携する上でも有効であった。
- 内容の充実に向け、他自治体での実施状況について情報収集を行う必要がある。

(7) ICTを活用した教育・支援

- 日本語指導を進める上で有益なアプリケーションやウェブサイトが多数あることが分かった。
- 指導協力員が各校で日本語指導に用いるためのタブレット端末の不足および研修の必要性。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- 指導協力員が同じ指導法による指導を実施しているため、指導について共有、改善が図りやすい。
- 該当児童生徒の日本語力の向上が、自尊感情を高めることにもつながっている。
- 本事業について各校からの評価は「とても有効であった」の回答が90%であった。
- 指導協力員の人材確保が急務である。

| 本事業で対応した幼児・児童生徒数 | 幼稚園等 | 小学校 | 中学校 | 義務教育学校 | 高等学校 | 中等教育学校 | 特別支援学校 |
|------------------------|------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 0人 (0園) | 10人 (8校) | 3人 (3校) | 0人 (0校) | 0人 (0校) | 0人 (0校) | 0人 (0校) |
| うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数 | | 7人 (7校) | 3人 (3校) | 0人 (0校) | 0人 (0校) | 0人 (0校) | 0人 (0校) |

4. その他(今後の取組予定等)

令和4年度以降、本事業を活用し、日本語指導を専任で担当する職員(会計年度任用職員)を配置し、指導の一層の充実を図る予定。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。